

## 用途地域について

用途地域	容積率	建ぺい率
第1種低層住居専用地域	80	50
第1種低層住居専用地域	200	60
第1種住居地域	200	60
第2種住居地域	200	60
商業地域	400	60
準工業地域	200	60
工業地域	200	60
工業専用地域	200	60
指定のない区域	100	60

道路斜線 1.25

日影規制 町条例はなく県条例を適用  
指定のない区域は、日影規制なし

- 水道・下水道の問い合わせは、**環境水道課**
  - 農地の問い合わせは、**農業委員会**
  - 埋蔵文化財の問い合わせは、**教育委員会**
- } へ案内をして下さい。